

経 済 産 業 省

令和 2 年 2 月 1 7 日

事業用電気工作物（風力発電設備）設置者各位

経済産業省産業保安グループ電力安全課長

白馬（しらま）ウインドファーム、日の岬ウインドパークの 2 件の風力
発電設備の事故を受けた要請について

平成 3 0 年 9 月 4 日に、台風 21 号によって和歌山県日高郡内で発生した風力発電設備のブレード折損事故及び倒壊事故の 2 件について、それぞれ、令和元年 7 月 1 2 日に開催した第 1 7 回、令和元年 9 月 2 7 日に開催した第 1 8 回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおける原因究明及び再発防止策の検討結果を踏まえ、以下のとおり求める。

1. 所有する事業用風力発電設備に備えられた風向・風速計が、暴風等によって故障した際、風車のヨーの誤旋回によりブレードが折損することがないように措置を講じること。特に、GE 社製の同型機（1.5sle）の設置者におかれては、（当該事故の再発防止対策と同じ措置である）風向計の風向偏差が一定値で継続した場合に風向計故障と判断し、ヨー旋回を自動的に停止する制御を導入すること。また、制御を導入した旨を令和 2 年 3 月 31 日までに産業保安監督部へ報告すること。
2. 暴風時において、風車の運転の制御を行う事業用風力発電設備の設置者は、停電時に、運転データの記録を損なうことのないよう措置をとること。また、必要に応じて、保安規程等に、運転データの適正な記録方法を改めて規定すること。